

東大安環第 121 号
平成 21 年 10 月 1 日

各 部 局 長 殿

環境安全本部長
山田 一郎

高圧ガス及び高圧ガスを使用する装置の管理について（通知）

このことについて、「東京大学高圧ガス管理規程（平成 21 年度 9 月 24 日東大規則第 21 号）」が制定され、平成 22 年度 4 月 1 日から施行されますが、本学における高圧ガス及び高圧ガスを使用する装置の管理については、同規程に定めるもののほか、下記の基準により取り扱いますので、よろしくお願いいたします。

記

東京大学高圧ガス自主管理基準

第 1 管理体制

- (1) 東京大学高圧ガス管理規程（以下「規程」という。）第 2 条第 2 項に定める各キャンパスの管理組織（以下「管理組織」という。）は、法令及び規程の定めるところにより、高圧ガス及び高圧ガスを使用する装置（以下「高圧ガス等」という。）を適切に管理しなければならない。
- (2) 管理組織は、当該キャンパスにおける高圧ガス等の管理体制、管理方法等について、マニュアルを作成しなければならない。
- (3) 法令に定める届出その他必要な手続は、環境安全本部及び管理組織による指導の下に行うものとする。

第 2 保有量の制限

管理組織は、高圧ガスの保有量を可能な限り削減し、リスクの低減に努めるものとする。

第 3 登録

管理組織は、全ての高圧ガスポンペを薬品管理システムその他の集中管理システムに登録しなければならない。

第 4 保管

- (1) 消費中以外の高圧ガスポンペは、貯蔵庫において保管する。
- (2) 管理組織は、貯蔵庫を適切に管理しなければならない。
- (3) 管理組織は、貯蔵庫の貯蔵量が規定の値以上となる場合は、必要な届出等を行う。

第 5 安全対策

- (1) 管理組織は、高圧ガスの危険性に応じて、次に掲げる安全対策を実施しなければならない。
 - イ 可燃性ガス及び有害性ガスについては、ガス漏洩検知器を設置すること。
 - ロ 毒性ガスについては、キャビネット内に容器を設置すること。
 - ハ 酸欠の危険性がある場合については、酸素濃度計を設置すること。
 - ニ その他の安全性を高める対策を実施すること。
- (2) 特定高圧ガス・特殊高圧ガスを消費するものは、必要な届出等を行う。

第6 安全教育

- (1) 管理組織は、高圧ガス等の保安に関する安全教育を実施しなければならない。
- (2) 前項に掲げる安全教育の内容は、法令、規程、マニュアル等に基づく管理体制及び安全な取扱方法の習得その他高圧ガス等の保安に関し必要な事項により構成する。
- (3) 高圧ガス等取扱者は、前2号に定める安全教育を受講しなければならない。

以上

本件担当者：環境安全本部
（本部環境安全グループ）
河原、遠藤 内線 21052
e-mail : anei-2@adm.u-tokyo.ac.jp